

○銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する訓令

令和6年3月28日

本部訓令第20号

銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する訓令（平成22年徳島県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第3条）

第2節 銃砲等又は刀剣類製造等の届出

第1款 捕鯨用標識銃等製造等の届出等（第4条—第6条）

第2款 人命救助等従事者の届出等（第7条・第8条）

第3款 使用人の届出等（第9条—第11条）

第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

第1節 銃砲等又は刀剣類の所持許可及び所持許可の更新等

第1款 銃砲等又は刀剣類の所持許可等（第12条—第23条）

第2款 猟銃等の許可更新（第24条・第25条）

第3款 猟銃等の所持許可の更新時期の統一（第26条）

第4款 許可の失効、許可証の返納及び仮領置（第27条—第30条）

第2節 認知機能検査（第31条—第38条）

第3節 講習会等

第1款 猟銃等講習会（第39条—第42条）

第2款 クロスボウ講習会（第43条）

第3款 技能検定（第44条—第48条）

第4款 技能講習（第49条—第52条）

第4節 指定射撃場

第1款 指定射撃場の指定及び解除等（第53条—第55条）

第2款 猟銃等射撃指導員の指定及び解除（第56条—第60条）

第3款 クロスボウ射撃指導員の指定及び解除（第61条）

第5節 教習射撃場（第62条—第73条）

第6節 練習射撃場等（第74条—第90条）

第7節 年少射撃資格

第1款 年少射撃資格の認定（第91条—第94条）

第2款 年少射撃資格講習会（第95条—第98条）

第8節 銃砲等の保管等（第99条—第102条）

第9節 保管業者の届出等（第103条—第107条）

第10節 指示及び許可等の取消し等（第108条—第112条）

第11節 管理・監督等

第1款 報告徴収及び受診命令（第113条・第114条）

第2款 検査及び調査を行う間における銃砲等の保管等（第115条—第118条）

第3章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認（第119条・第120条）

第4章 雑則

第1節 発見及び拾得の届出並びに事故届等（第121条—第123条）

第2節 銃砲刀剣類等の一時保管等（第124条—第126条）

第3節 本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置等（第127条）

第4節 災害等における授受、運搬及び携帯の禁止又は制限等（第128条・第129条）

第5節 提出命令、報告徴収及び公安委員会に対する申出等（第130条—第133条）

第6節 保管物件の管理（第134条）

第7節 台帳の整理等（第135条—第137条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）に規定する銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する事務（以下「銃砲等の許可等事務」という。）の取扱いについて、法、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「射撃場府令」という。）、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「技能検定等規則」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成19年徳島県公安委員会規則第19号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、銃砲等の許可等事務の処理に係る基本的な取扱いについては、別に定める基本処理要領によるものとする。

(銃砲等の許可等事務の管理)

第2条 銃砲等の許可等事務の管理については、銃砲等の許可等事務を管理する情報システムによる銃砲管理業務（以下「システムの銃砲管理業務」という。）により行うものとする。

2 前項のシステムの銃砲管理業務の運用について必要な事項は、別に定める。

(申請書の添付書類の様式)

第3条 規則第11条第1項第5号及び第6号に規定する誓約する書面は、別記様式第1号によりその提出を求めるものとする。

2 規則第11条第1項第17号に規定する同意書は、別記様式第2号により提出を求めるものとする。

3 規則第76条第1項第4号に規定する同意書は、別記様式第3号により提出を求めるものとする。

第2節 銃砲等又は刀剣類製造等の届出

第1款 捕鯨用標識銃等製造等の届出等

(捕鯨用標識銃等製造等の届出)

第4条 署長は、法第3条第1項第11号から第14号までの規定による捕鯨用標識銃等及びクロスボウの製造及び販売に係る事業の届出並びに同項第15号の規定による輸出のための刀剣類の製作の事業の届出について、規則第4条第1項の銃砲刀剣類製造等届出書（以下単に「銃砲刀剣類製造等届出書」という。）2通の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する届出事項の確認を行い、銃砲刀剣類製造等届出書2通のうち1通の下部余白に「届出を受理した旨」を記載し、徳島県公安委員会公印規則（平成15年徳島県公安委員会規則第6号）別表に規定する10号印（以下単に「10号印」という。）を押印の上、当該届出をした者に交付するとともに、他の1通の銃砲刀剣類製造等届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

2 署長は、前項の確認をする場合において、必要と認めるときは、当該確認に要する書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 前条の規定は、規則第4条第2項の規定による銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、前条第1項中「規則第4条第1項」

とあるのは「規則第4条第2項」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第6条 署長は、規則第4条第4項の規定による事業の廃止に係る届出について、細則第3条の銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する廃止の理由及びその事実を確認し、当該届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

第2款 人命救助等従事者の届出等

(人命救助等に従事する者の届出)

第7条 署長は、法第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者に係る届出について、規則第5条第1項の人命救助等に従事する者届出書（以下単に「人命救助等に従事する者届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する届出事項の確認を行い、同条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書（以下単に「人命救助等に従事する者届出済証明書」という。）を作成し、当該届出をした者に交付するとともに、銃砲等又は刀剣類申請書類等送付書（別記様式第4号。以下「送付書」という。）に当該届出書の写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

3 第1項の人命救助等に従事する者届出済証明書を作成する場合において、当該証明書の人命救助等に従事する者欄に余白がなくなったときは、当該欄に重ねて人命救助等に従事する者届出済証明書継続用紙（別記様式第5号）を貼り付け、当該証明書に継続する当該欄を追加することができる。この場合においては、当該欄と当該用紙とを10号印で割り印するものとする。

(変更の届出)

第8条 第10条の規定は、規則第5条第3項において準用する規則第6条第3項及び第4項の規定による人命救助等に従事する者届出書の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、第10条中「使用人届出書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出書」と、「使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と読み替えるものとする。

2 第11条の規定は、規則第5条第3項において準用する規則第6条第5項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出について準用する。この場合において、第11条第1項中「細則第5条の使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書」とあ

るのは「細則第4条の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書」と、第11条第2項及び第3項中「使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と読み替えるものとする。

第3款 使用人の届出等

(使用人の届出)

第9条 署長は、法第3条第3項及び法第3条の2第2項の規定による使用人の届出について、規則第6条第1項の使用人届出書（以下単に「使用人届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する届出事項の確認を行い、規則第6条第2項の使用人届出済証明書（以下単に「使用人届出済証明書」という。）を作成し、当該届出をした者に交付するとともに、送付書に当該届出書の写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

(変更の届出)

第10条 署長は、規則第6条第3項の規定による使用人届出書の記載事項の変更等に係る届出について、同条第4項の使用人届出書及び使用人届出済証明書の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する届出事項の確認を行い、提出を受けた使用人届出済証明書に必要事項を記載し、10号印を押印の上、当該届出をした者に交付するとともに、送付書に当該届出書の写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

(使用人届出済証明書の亡失等の届出)

第11条 署長は、規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書を亡失等した旨の届出について、細則第5条の使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（以下この条において「亡失等届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該届出をした者から当該届出書に記載する届出理由を十分に聴取し、その事実及び再交付の必要性を確認するものとする。この場合においては、必要に応じて当該事実を確認できる書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。

2 署長は、前項の確認の結果、事実と相違なく、使用人届出済証明書の再交付が必要であると認めるときは、速やかに新たな使用人届出済証明書を作成し、当該届出をした者に交付するものとする。この場合においては、亡失し、又は盗み取られた使用人届出済証明書が回復したときは、速やかに当該証明書を返納するように指導するものとする。

3 署長は、使用人届出済証明書を再交付したとき（事業を廃業するなど再交付が不要であ

るときは、亡失等の事実を確認したとき)は、速やかに送付書に亡失等届出書の写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

第1節 銃砲等又は刀剣類の所持許可及び所持許可の更新等

第1款 銃砲等又は刀剣類の所持許可等

(医師の認定等)

第12条 規則第10条第1項第1号の「公安委員会が認める医師」とは、原則として精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する者であつて、公安委員会が承認をしたものをいう。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が前項の承認をしたときは、速やかに当該承認を受けた医師の一覧簿を作成し、各署長に送付するとともに、その周知の徹底を図るものとする。

3 署長は、生活安全課に前項の医師の一覧簿を備え付け、問合せがあつたときは、これを教示するものとする。

(心身の状況について診断したことのある医師)

第13条 規則第10条第1項第2号の「心身の状況について診断したことがある医師」とは、法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者について、法第4条の2第2項(法第5条の4第3項、法第7条の3第3項、法第9条の5第4項及び法第9条の10第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請書に添付する医師の診断書が作成された日より前に1回以上、当該者に係る精神的又は身体的な状況について診断したことのある医師をいう。

(銃砲等又は刀剣類の所持許可)

第14条 署長は、法第4条の規定による許可(第19条及び第20条を除き、以下「銃砲等又は刀剣類の所持許可」という。)について、規則第9条第1号の銃砲所持許可申請書、同条第1号の2のクロスボウ所持許可申請書又は同条第2号の刀剣類所持許可申請書(以下「許可申請書」と総称する。)の提出を受けたときは、速やかに送付書に当該許可申請書及び添付書類のそれぞれの写し(添付書類のうち、規則第11条第1項第3号の別表第2及び同項第12号に規定する写真にあつては、原本1枚)を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 署長は、前項の許可申請書の提出を受けたときは、速やかに当該所持許可を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請人」という。)に対して、生活安全部長が定める調査書(以下「調査書」という。)により面接及び必要な調査を行い、これらの結果

を速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

- 3 許可事務指導室長は、第1項の書類の送付を受けたときは、速やかに前項の調査結果と合わせて法5条及び法5条の2に規定する許可の基準の適合状況について、生活安全部長が定める審査票（以下「審査票」という。）により審査し、銃砲等又は刀剣類の所持許可をすることが適当であると認めるときは、速やかに規則第31条の許可証（以下単に「許可証」という。）を作成し、当該許可申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請が法第4条第1項第1号の規定による空気銃に係るものであるとき（現に猟銃又は空気銃の所持許可を受けていない者に限る。）若しくはクロスボウに係るものであるとき（現にクロスボウの所持許可を受けていない者に限る。）又は前項の審査の結果が次の各号のいずれかに該当するときは、許可事務指導室長は、当該審査の結果を記載した書面に第1項及び第2項の規定により送付された書類及び調査書その他の関係書類を添えて、速やかに生活安全部長に当該銃砲等又は刀剣類の所持許可の上申をするものとする。
 - (1) 銃砲等又は刀剣類の所持許可に法第4条第2項の規定による条件を付し、又はこれを変更する必要があると認められるとき。
 - (2) 法第5条又は法第5条の2に規定する許可の基準に適合していないと認められるとき。
 - (3) その他銃砲等又は刀剣類の所持許可をしないことが適当であると認められるとき。
- 5 署長及び許可事務指導室長（以下「署長等」という。）は、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けようとする者が法第4条第1項第3号及び第8号から第10号までのいずれかに該当する者であるときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、許可申請書を受理する際に当該各号のいずれかに該当することを証するに足りる資料の提示又は提出を受けることにより、第2項の面接及び調査並びに第3項の審査を省略することができる。
- 6 第2項の調査書及び第3項の審査票による必要な調査及び審査は、生活安全部長が定めるところにより実施するものとする。第24条第2項及び第4項、第44条第2項及び第3項、第66条第2項及び第3項、第80条第2項及び第3項並びに第91条第2項及び第3項の規定による調査及び審査においても、同様とする。

（生活安全部長専決に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可）

第15条 生活安全部長は、前条第4項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、銃砲等又は刀剣類の所持許可をすることが適当であると認めるときはその旨を許

可事務指導室長に通知するものとし、当該所持許可をしないことが適当であると認めるときは当該書類に意見を付した書面を添えて、本部長を経由して公安委員会に当該所持許可の不許可の上申をするものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により銃砲等又は刀剣類の所持許可をする旨の通知を受けたときは、速やかに許可証を作成し、当該許可申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。
- 3 許可事務指導室長は、公安委員会が銃砲等又は刀剣類の所持許可をしない決定をしたときは、速やかに細則第6条の不許可通知書を作成し、当該許可申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に通知するものとする。この場合においては、署長は受領書（別記様式第6号）を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の確認）

第16条 署長は、法第4条の4第1項に規定する確認（以下「銃砲等又は刀剣類の確認」という。）に係る銃砲等又は刀剣類及び許可証の提出を受けたときは、速やかに銃砲等又は刀剣類の確認報告書（別記様式第7号）により必要な調査を行い、その結果に基づき当該確認をするものとする。

- 2 署長は、規則第17条第2項の規定により同項各号に掲げる書類の提出があった場合において、必要と認めるときは、その指定する職員に当該銃砲等又は刀剣類の保管場所において銃砲等又は刀剣類の確認をさせるものとする。
- 3 署長は、銃砲等又は刀剣類の確認の結果、事実と相違ないと認めるときは、提出を受けた許可証の確認欄に年月日を記載し、10号印を押印の上、当該確認を受けた者に交付するとともに、当該確認に係る銃砲等又は刀剣類の確認報告書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

（打刻命令）

第17条 法第4条の4第2項の規定による打刻の命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 銃番号（銃砲の機関部に打刻されている番号をいう。以下同じ。）が打刻されていないもの（着脱可能な銃身部に打刻されている場合を含む。）
- (2) 打刻されている銃番号が3桁以下のもの
- (3) 打刻されている銃番号が既に警察庁情報管理システムの銃砲管理業務に登録されているもので二重登録と判明したもの

（表示措置命令）

第18条 法第4条の4第3項の規定による表示措置の命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) クロスボウ番号（クロスボウに表示されている番号をいう。以下同じ。）が表示されていないもの（表示されているが容易に消失するおそれがある場合を含む。）

(2) 表示されているクロスボウ番号が3桁以下のもの

(3) 表示されているクロスボウ番号が既に警察庁情報管理システムの銃砲管理業務に登録されているもので二重登録と判明したもの

（国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可）

第19条 署長は、法第6条の規定による許可（以下この条、次条、第23条及び第109条において「国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可」という。）について、許可申請書の提出を受けたときは、速やかに当該国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けようとする者（公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体等の競技団体に属する代理人を含む。以下この条において「申請人」という。）に対して、次に掲げる事項の確認を行い、その結果を記載した書面に許可申請書及びその添付書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長を経由して生活安全部長に当該国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可の上申をするものとする。この場合において、許可申請書の提出を受けるときは、あらかじめ許可事務指導室長と協議するものとする。

(1) 参加する国際競技がオリンピック競技大会、アジア競技大会、近代五種競技世界選手権大会、世界射撃選手権大会等の国際的な規模で開催される運動競技会であること。

(2) 申請人が直接外国から国際競技に出場するため来訪する外国人であること。

2 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可をすることが適当であると認めるときはその旨を許可事務指導室長を経由して署長に通知するものとし、当該所持許可をしないことが適当であると認めるときは当該書類に意見を付した書面を添えて、本部長を経由して公安委員会に当該所持許可の不許可の上申をするものとする。

3 許可事務指導室長は、前項の規定により生活安全部長が国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可をすることが適当であると認めるときは、速やかに許可証を作成し、許可申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。

4 第15条第3項の規定は、公安委員会が国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可をしない決定をした場合の措置について準用する。

（許可の期間の延長）

第20条 署長は、令第31条第2項の規定による国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可の期間の延長（以下この条において「許可期間の延長」という。）について、規則第30条の許可期間延長申請書の提出を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を確認し、その結果を記載した書面に当該申請書の写しを添えて、許可事務指導室長を經由して生活安全部長に当該期間の延長を上申するものとする。

- (1) 許可期間の延長をする必要性
- (2) 旅券に記載された当該外国人の在留期間
- (3) 旅券の提示及び写しの有無

2 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、その結果を当該署長に通知するものとする。

3 署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 許可期間の延長が認められた場合 許可期間の延長を申請した者が所持する許可証の提出を求め、当該許可証の許可の期間欄に記載する年月日に二重線を引き、当該箇所に10号印を押印の上、その上部余白に許可期間の延長が認められた新たな年月日を記載し、当該申請をした者に交付すること。
- (2) 許可期間の延長が認められなかった場合 その旨を当該申請をした者に通知すること。

（許可証の亡失等又は記載事項の変更の届出）

第21条 署長は、法第7条第2項の規定による許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出を受けたときは、その事実を確認するとともに、当該届出事項が許可証の書換え又は再交付を要するものであるときは、必要な手続をとるよう指導するものとする。この場合において、当該届出事項が許可証の亡失又は盗難であるときは、速やかにその事実関係を調査の上、その結果を許可事務指導室長を經由して本部長に報告するとともに、必要な手配をしなければならない。

（許可証の書換え）

第22条 署長は、法第7条第2項の規定による許可証の書換えについて、規則第32条第1項の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書（以下この条において「書換申請書」という。）及び許可証の提出を受けたときは、速やかに当該書換申請書及びその添付書類により当該書換申請書に記載する変更事項を確認するものとする。この場合において、必要と認めるときは、当該変更事項が確認できる書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うもの

とする。

- 2 署長は、前項の確認の結果、事実と相違ないと認めるときは、速やかに当該提出を受けた許可証の記載事項変更欄に所要事項を記載し、10号印を押印の上、当該書換えを申請した者に交付するとともに、送付書に書換申請書の写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

(許可証の再交付)

第23条 署長は、法第7条第2項の規定による許可証の再交付について、規則第33条の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書（以下この条において「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該再交付申請書により、当該再交付申請書に記載する申請の理由及びその事実を確認するものとする。この場合において、必要と認めるときは、当該事実が確認できる書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、許可証の再交付が国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可に係るものであるときは、その処理について許可事務指導室長と協議するものとする。
- 3 署長は、第1項の確認の結果、事実と相違ないと認めるときは、速やかに新たな許可証を作成し、当該再交付を申請した者に交付するものとする。この場合においては、亡失し、又は盗み取られた許可証が回復した際には、速やかに当該許可証を返納するように指導するものとする。
- 4 署長は、許可証の再交付をしたときは、送付書に再交付申請書の写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

第2款 猟銃等の許可更新

(猟銃等の許可更新)

第24条 署長は、法第7条の3の規定による許可の更新（以下「猟銃等の許可更新」という。）について、規則第9条第4号の猟銃等所持許可更新申請書又は同条第4号の2のクロスボウ所持許可更新申請書（以下「猟銃等所持許可更新申請書等」という。）の提出を受けたときは、速やかに送付書に当該猟銃等所持許可更新申請書等及び添付書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、新たな許可証の交付を要する更新にあつては、規則第35条第3項に規定する写真の原本1枚）を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の猟銃等所持許可更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに当該許可更新を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請人」という。）に対して、調査書により面接及び必要な調査を行い、これらの結果を速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

3 第1項の場合において、猟銃等所持許可更新申請書等の添付書類として提出を受けた許可証については、当該許可証の猟銃等の許可更新に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの原許可欄の年月日の左端に「更新手続中」と朱書又は押印の上、申請人に一時的に返却するものとする。

4 許可事務指導室長は、第1項の書類の送付を受けたときは、速やかに第2項の調査結果と合わせて法第5条（第1項第1号を除く。）及び法第5条の2（第6項を除く。）に規定する許可の基準（以下この条において「許可基準」という。）の適合状況について審査票により審査し、当該許可基準に適合していると認めるときは、次の各号に掲げる更新の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 規則第35条第1項又は第2項の規定による新たな許可証の交付を要する更新 新たな許可証を作成し、猟銃等所持許可更新申請書等の提出を受けた署長に送付すること。

(2) 前号の更新以外の更新 猟銃等所持許可更新申請書等の提出を受けた署長に許可基準に適合する旨通知すること。

5 署長は、許可事務指導室長からの前項各号の措置について、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 前項第1号の措置 送付を受けた許可証を速やかに申請人に更新前の許可証と引き換えに交付すること。

(2) 前項第2号の措置 申請人が所持している許可証を提出させ、提出を受けた許可証の更新欄に必要事項を記載し、更新年月日欄の右に10号印を押印した後、当該許可証を申請人に交付すること。

6 前項の規定にかかわらず、第4項の審査の結果が次の各号のいずれかに該当するときは、許可事務指導室長は、当該審査の結果を記載した書面に猟銃等所持許可更新申請書等及びその添付書類、調査書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、速やかに生活安全部長に猟銃等の許可更新の上申をするものとする。

(1) 猟銃等の許可更新に法第4条第2項の規定による条件を付し、又はこれを変更する必要があると認められるとき。

(2) 許可基準に適合しないと認められるとき。

（生活安全部長専決に係る猟銃等の許可更新）

第25条 生活安全部長は、前条第6項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、猟銃等の許可更新をすることが適当であると認めるときはその旨を許可事務指導室長に通知するものとし、当該許可更新をしないことが適当であると認めるときは当該書

類に意見を付した書面を添えて、本部長を経由して公安委員会に当該許可更新をしない旨の上申をするものとする。

- 2 署長等は、前項の規定により猟銃等の許可更新をすることが適当であると認める旨の通知を受けたときは、速やかに前条第4項及び第5項の規定に準じて措置を講ずるものとする。
- 3 許可事務指導室長は、公安委員会が猟銃等の許可更新をしない決定をしたときは、速やかに細則第19条の不更新通知書を作成し、当該猟銃等所持許可更新申請書等の提出を受けた署長を経由して申請人に通知するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

第3款 猟銃等の所持許可の更新時期の統一

第26条 猟銃等の所持許可（銃砲等又は刀剣類の所持許可のうち、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウに限る。以下この条において同じ。）又は猟銃等の許可更新を受けようとする者（以下この条において「申請人」という。）が、規則第35条第1項又は第2項の規定により現に有する許可証と引換えに新たな許可証の交付を受けることになる場合において、当該申請人が他の猟銃等の所持許可を受けて猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを所持しているときは、当該申請人の申出により、その所持する他の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて、改めて猟銃等の所持許可の申請を行わせ、全ての猟銃等の許可更新の時期を同じにすることができるものとする。この場合において、改めて猟銃等の所持許可の申請をした猟銃若しくは空気銃又はクロスボウは、猟銃等の所持許可と同時に当該申請人である自己に譲渡したものとみなす。

第4款 許可の失効、許可証の返納及び仮領置

（許可証の返納等）

- 第27条 署長は、法第8条第2項の規定による許可証の返納について、規則第36条の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書（以下この条において「返納届出書」という。）及び許可証の提出を受けたときは、速やかに当該返納届出書及びその添付書類（同条後段の規定により添付書類がある場合に限る。）その他の関係書類により、当該返納届出書に記載する返納の理由及び当該許可証に係る銃砲等又は刀剣類の処分状況を確認し、送付書に当該返納届出書の写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。この場合において、提出を受けた許可証は、速やかに裁断その他の方法により廃棄するものとする。
- 2 署長は、法第8条第5項の規定により許可証の返納を受けたときは、速やかに当該許可証に係る銃砲等又は刀剣類の処分状況を確認し、その旨を記載した書面を許可事務指導室

長に送付するものとする。前項後段の規定は、この場合について準用する。

- 3 署長は、法第9条第3項の規定により許可証の返納及び譲渡承諾書の提出を受けるときは、併せて返納届出書の提出を求め、当該返納届出書及び譲渡承諾書その他の関係書類により、当該返納届出書に記載する返納の理由及び当該許可証に係る銃砲等又は刀剣類の処分状況を確認し、送付書に当該返納届出書の写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。第1項後段の規定は、この場合について準用する。
- 4 前項の場合において、返納を受けた許可証が県内の他の署において交付されたものであるときは、署長は、送付書に当該許可証に係る返納届出書その他の関係書類の写しを添えて、当該署の長に送付するものとする。
- 5 署長は、許可証を返納しようとする者が当該許可証に係る銃砲等又は刀剣類の廃棄を希望するときは、廃棄依頼書（別記様式第8号）及び当該廃棄を希望する銃砲等又は刀剣類を提出させるものとする。
- 6 署長は、前項の規定により提出を受けた銃砲等又は刀剣類が当該許可証の返納に係る銃砲等又は刀剣類に相違ないと認めるときは、廃棄銃砲等又は刀剣類送付書（別記様式第9号）とともに当該銃砲等又は刀剣類を許可事務指導室長に送付するものとする。この場合においては、あらかじめ許可事務指導室長と協議するものとする。

（許可事項の抹消）

第28条 署長は、法第8条第3項の規定による抹消（以下この条において「許可事項の抹消」という。）について、規則第37条第1項の許可事項抹消申請書の提出及び許可証の提示を受けたときは、速やかに当該申請書及びその添付書類（同条第2項の規定により添付書類がある場合に限る。）その他の関係書類によりその事実を確認するものとする。

- 2 署長は、前項の確認の結果、事実相違ないと認めるときは、当該許可証の抹消欄に必要事項を記載し、当該抹消に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可事項記載欄及び更新欄に斜線を引き、その上に10号印を押印の上、当該抹消の申請をした者に交付するとともに、送付書に当該申請書の写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。
- 3 前条第5項及び第6項の規定は、許可事項の抹消の申請をした者が当該抹消に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの廃棄を希望する場合について準用する。

（銃砲等刀剣類の提出命令、仮領置及び返還）

第29条 署長は、法第8条第7項又は法第8条の2第2項の規定による銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品（以下「銃砲等刀剣類」という。）の提出の命令及び仮領置をするときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

- 2 署長は、規則第38条の仮領置書（以下単に「仮領置書」という。）を交付するときは、提出された銃砲等刀剣類と引き替えに行うものとする。
- 3 署長は、仮領置をしたときは、速やかに徳島県警察情報管理システムによる銃砲管理業務の実施に係る規程に定める仮領置状況報告書により生活安全企画課長を經由して本部長に報告しなければならない。
- 4 署長は、法第8条第8項又は法第8条の2第3項の規定による仮領置した銃砲等刀剣類の返還について、規則第39条第1項の銃砲等又は刀剣類返還申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書及びその添付書類（同項後段の規定により添付書類がある場合に限る。）その他の関係書類により必要な確認を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、当該確認に要する書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。
- 5 署長は、銃砲等刀剣類を返還したときは、前項の銃砲等又は刀剣類返還申請書に返還年月日を記入の上、当該申請書及び当該返還の際に受領した規則第40条の受領書（以下「規則受領書」という。）のそれぞれの写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

（銃砲等刀剣類の売却及び廃棄）

第30条 署長は、法第8条第9項（法第8条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により仮領置した銃砲等刀剣類を売却又は廃棄しようとするときは、銃砲等刀剣類売却（廃棄）依頼書（別記様式第11号）に関係書類を添えて当該銃砲等刀剣類とともに生活安全企画課長に送付するものとする。この場合においては、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定により銃砲等刀剣類売却（廃棄）依頼書等の送付を受けたときは、速やかに本部長の承認を受け、当該銃砲等刀剣類を売却又は廃棄するものとする。この場合において、当該銃砲等刀剣類を売却するときは、令第32条に定めるところにより行うものとし、当該売却に係る代金及び代金明細書は、当該署長に送付するものとする。
- 3 署長は、前項後段の規定により代金及び代金明細書の送付を受けたときは、速やかに規則第41条に定めるところにより当該銃砲等刀剣類を提出した者にこれを交付するものとする。この場合において、同条の規定により受領した仮領置書及び代金領収書は、その写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

第2節 認知機能検査

（認知機能検査の実施等）

第31条 法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）は、生活安全部長が定める要領に基づき署長が行うものとする。

2 認知機能検査は、当該検査を受けようとする者（以下「受検者」という。）の住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する署において行うものとする。

（実施結果等）

第32条 署長は、認知機能検査を受けようとする者から細則第9条第1項の認知機能検査申請書（以下単に「認知機能検査申請書」という。）を受領し、認知機能検査を実施したときは、認知機能検査実施簿（別記様式第12号）を作成するものとする。

（交通認知機能検査の受検状況の確認等）

第33条 署長は、銃砲等の所持許可を受けようとする者であって、許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上のもの（以下「新規申請人」という。）又は猟銃等の許可更新を受けようとする者であって、当該許可の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上のもの（以下「更新申請人」という。）から規則第16条第2項各号に定める期間内（以下「検査実施期間内」という。）に道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等（以下「交通認知機能検査等」という。）を受けたことを証明する書類として、認知機能検査結果通知書等（交通認知機能検査の実施後に公安委員会から交付される認知機能検査の結果を通知する旨の書面（公安委員会から認定を受けた教習所又は他の都道府県公安委員会から交付されたものを含む。）をいう。以下同じ。）の提示を受けるときは、当該認知機能検査結果通知書等の内容が検査実施期間内に交通認知機能検査等が受けられたものであるかどうかを確認するとともに、必要に応じて、運転免許課長に第31条第1項の規定により生活安全部長が定める銃砲等又は刀剣類関係事項照会書（認知機能検査等）により交通認知機能検査等の受検歴について照会するものとする。

（認知機能検査員の指定）

第34条 認知機能検査は、生活安全課において銃砲等の許可等事務を担当する21歳以上の職員であって、生活安全部長が定めるところにより行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を修了した者のうちから署長が指定した者（以下「認知機能検査員」という。）に行わせるものとする。

2 認知機能検査員の下に検査補助員を置くことができる。

3 検査補助員は、生活安全課の職員のうちから署長が指定し、認知機能検査員の指導監督

の下、認知機能検査の実施に係る事務を補助するものとする。

- 4 署長は、認知機能検査員及び検査補助員を指定したときは、許可事務指導室長に認知機能検査員等指定通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（申請の受理等）

第35条 署長は、認知機能検査申請書の提出を受けるときは、次に掲げる書類等により受検者が本人であることの確認をするものとする。

- (1) 新規申請人 当該新規申請人から提出を受けた許可申請書及びその添付書類
- (2) 更新申請人 当該更新申請人が所持する許可証

（認知機能検査の結果通知等）

第36条 細則第9条第2項の書面は、規則第15条の規定により算出した数値の区分に応じて、生活安全部長が定める様式の検査の結果に対応する認知機能検査結果通知書及び通知要領により通知するものとする。

- 2 署長は、認知機能検査の結果を通知したときは、速やかに当該認知機能検査に係る認知機能検査申請書その他の関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

（受診等命令）

第37条 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことの命令（以下「受診等命令」という。）は、原則として認知機能検査を行った日に行うものとする。この場合において、細則第11条の受診等命令書（以下単に「受診等命令書」という。）と併せて認知機能検査結果通知書を交付するものとする。

- 2 署長は、生活安全部長が定める場合に該当するときは、受診等命令を行わないことができる。この場合においては、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

- 3 署長は、受診等命令を受けた者から指定医（法第4条の3第2項の規定により公安委員会が指定した医師をいう。）が作成した診断書の提出を受けた場合であって、その診断名が認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）であるときは、その旨を生活安全企画課長に通報し、その後の措置について協議するものとする。

（受診等命令の管理）

第38条 署長は、受診等命令管理簿（別記様式第14号）を生活安全課に備え付け、受診等命令の実施状況を管理するものとする。

第3節 講習会等

第1款 猟銃等講習会

(申込みの受理)

第39条 署長は、法第5条の3第1項に規定する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）について、規則第20条の講習受講申込書の提出を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる猟銃等講習会の講習を受けようとする者から、それぞれ当該各号に掲げる書類の提示を求め、その者が当該講習を受ける本人であることの確認をするものとする。

(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者 その者が所持する許可証

(2) 前号に掲げる者以外の者 運転免許証その他住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることが確認できる書類

(講習会の開催及び考査の合格基準等)

第40条 猟銃等講習会は、生活安全部長が定める要領に基づき署長が行うものとする。

2 令第22条に規定する考査は、前条第1号に掲げる者に対するものにあつては生活安全部長が定める方法により、前条第2号に掲げる者に対するものにあつては筆記試験により行うものとする。

3 前項の筆記試験の時間、出題数及び合格基準については、次の表に掲げるとおりとする。

区分	時間	出題数	合格基準
前条第2号に掲げる者に対する考査	60分	50問	90%以上の成績

備考 考査の時間は、令第21条第3項に規定する講習時間には含まれない。

(講習修了証明書の交付)

第41条 署長は、前条第2項の考査に合格した者を令第22条に規定する猟銃等講習会の講習に係る事項を修得したと認められる者として、規則第21条の講習修了証明書（以下単に「講習修了証明書」という。）を作成し、交付するものとする。

(講習修了証明書の書換及び再交付)

第42条 署長は、法第5条の3第3項の規定による講習修了証明書の書換え又は再交付について、規則第22条第1項の講習修了証明書等書換申請書（以下この条及び第47条において「書換申請書」という。）又は規則第22条第2項の講習修了証明書等再交付申請書（以下この条及び第47条において「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該証明書の書換え又は再交付を申請をした者（以下この条において「申請人」という。）から当該書換申請書又は再交付申請書に記載する申請の理由を十分に聴取し、

その事実及び書換え又は再交付の必要性を確認するものとする。この場合においては、必要に応じて当該事実を確認できる書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。

2 署長は、前項の確認の結果、事実と相違ないと認めるときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める措置を講じた後、当該講習修了証明書を申請人に交付するものとする。この場合において、再交付をするときは、亡失し、又は盗み取られた講習修了証明書が回復した際には、速やかに当該講習修了証明書を返納するように指導するものとする。

(1) 講習修了証明書の書換え 書き換える箇所に二重線を引き、当該箇所に10号印を押印の上、その上部余白に書き換える事項を、下部余白に書換え理由及び書換え年月日を記載すること。

(2) 講習修了証明書の再交付 新たな講習修了証明書を作成し、下部余白部分に再交付年月日を記載すること。

3 署長は、講習修了証明書の書換え又は再交付をしたときは、書換申請書又は再交付申請書及びその添付書類（書換えの場合に限る。）その他の関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

第2款 クロスボウ講習会

（クロスボウ講習会）

第43条 第39条から前条までの規定は、法第5条の3の2第1項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）について準用する。この場合において、第39条第1号中「猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者」とあるのは、「クロスボウを所持している者」と、第40条第2項中「第22条」とあるのは「第25条」と、同条第3項中「第21条第3項」とあるのは「第24条第3項」と、第41条中「第22条」とあるのは「第25条」と、前条第1項中「第5条の3第3項」とあるのは「第5条の3の2第3項」と読み替えるものとする。

第3款 技能検定

（技能検定に係る審査）

第44条 署長は、法第5条の4第1項に規定する技能検定（以下単に「技能検定」という。）について、規則第9条第3号の技能検定申請書（以下単に「技能検定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該技能検定申請書及び添付書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、規則第11条第1項第3号の別表第2に規定する写真にあっては、原本1

枚) を生活安全企画課長に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の技能検定申請書の提出を受けたときは、速やかに当該技能検定を受けようとする者（以下この条から第46条までにおいて「申請人」という。）に対して、調査書により面接及び必要な調査を行い、これらの結果を生活安全企画課長に送付するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、第1項の書類の送付を受けたときは、速やかに前項の規定により送付を受けた書類と合わせて法第5条の4第1項ただし書に規定する基準（第48条において「許可基準」という。）への適合状況について審査票により審査を行い、技能検定の受検を認めるときは規則第23条の技能検定通知書を、当該受検を拒否するときは細則第16条の技能検定受検拒否通知書を作成し、技能検定申請書の提出を受けた署長を經由して申請人に交付するものとする。
- 4 署長は、前項の技能検定受検拒否通知書を交付するときは、受領書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

（実施場所の決定）

第45条 令第27条第1項の規定による技能検定の場所の決定に当たっては、法第9条の2第1項の規定により指定した指定射撃場のうちから申請人の便宜を考慮して決定するものとする。

（技能検定の実施及び技能検定合格証明書の交付等）

第46条 技能検定は、生活安全部長が定める要領に基づき、生活安全企画課長が行うものとする。

- 2 生活安全企画課長は、技能検定の結果、技能検定等規則第1条に規定する技能検定の合格基準に適合すると認める場合にあっては規則第24条の技能検定合格証明書（以下単に「技能検定合格証明書」という。）を作成し、当該技能検定申請書の提出を受けた署長を經由して申請人に交付するものとする。

（技能検定合格証明書の書換え及び再交付）

第47条 署長は、法第5条の4第3項において準用する法第5条の3第3項の規定による技能検定合格証明書の書換え又は再交付について、書換申請書又は再交付申請書の提出を受けたときは、速やかに当該証明書の書換え又は再交付を申請した者（以下この条において「申請人」という。）から当該書換申請書又は再交付申請書に記載する申請の理由を十分に聴取し、その事実及び書換え又は再交付の必要性を確認するものとする。この場合においては、必要に応じて当該事実を確認できる資料の提出を求めるとともに、必要な調査

を行うものとする。

2 署長は、前項の確認の結果、事実と相違ないと認めるときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。この場合において、再交付をするときは、亡失し、又は盗み取られた技能検定合格証明書が回復した際には、速やかに当該証明書を返納するように指導するものとする。

(1) 技能検定合格証明書の書換え 書き換える箇所に二重線を引き、当該箇所に10号印を押印の上、その上部余白に書き換える事項を、下部余白に書換え理由及び書換え年月日を記載し、申請人に交付するとともに、書換申請書及びその添付書類その他の関係書類のそれぞれの写し（次号において「申請書等の写し」という。）を許可事務指導室長に送付すること。

(2) 技能検定合格証明書の再交付 意見を記載した書面に申請書等の写しを添えて許可事務指導室長に送付すること。

3 許可事務指導室長は、前項第2号の規定により送付を受けた書類により必要な審査を行い、適当と認めるときは、新たな技能検定合格証明書を作成し、下部余白に再交付年月日を記載して当該再交付申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。

（技能検定の合格の無効等）

第48条 署長は、技能検定合格証明書の交付を受けた者（以下この条において「検定合格者」という。）が、許可基準に適合しないため、法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格がないことが判明したときは、その旨を記載した書面に当該事実を疎明する資料その他の関係書類を添えて、直ちに生活安全企画課長に送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定により送付を受けた書類に基づき必要な審査を行い、必要に応じて当該検定合格者に係る技能検定の合格の無効又は取消しを決定し、その旨を当該署長に通知するものとする。

3 署長は、前項の規定により技能検定の合格の無効又は取消しの通知を受けたときは、速やかに当該検定合格者に技能検定合格証明書を返納させ、生活安全企画課長に送付するものとする。

第4款 技能講習

（技能講習の公表）

第49条 法第5条の5第1項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下

「技能講習」という。)の実施にあつては、日時及び場所、使用銃種、猟銃の射撃の科目における射撃方法、受講可能人数その他技能講習の実施に関し必要な事項を公表するものとする。

2 前項の公表は、インターネット等を利用して行うものとする。

(技能講習の受理)

第50条 署長は、技能講習について、規則第26条の技能講習受講申込書（以下単に「技能講習受講申込書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該講習を受講しようとする者（この条及び第51条において「申込人」という。）から次に掲げる事項を聴取し、その詳細を確認するものとする。この場合において、第2号に掲げる事項を確認したときは、当該事項を当該技能講習受講申込書の希望場所欄の余白部分への記載を求めるものとする。

(1) 技能講習受講申込書に記載する受講希望年月日及び受講に係る銃砲

(2) 希望する射撃の方法

(3) 技能講習に必要な実包の有無

2 署長は、前項の確認をしたときは、速やかに公安委員会が法第5条の5第4項の規定により技能講習の事務を委託した教習射撃場に申込状況を確認の上、規則第27条の技能講習通知書を作成し、申込人に交付するものとする。

(技能講習修了証明書の交付等)

第51条 署長は、技能講習の結果、技能検定等規則第11条に規定する事項を修得したと認定した場合にあつては規則第28条の技能講習修了証明書（以下単に「技能講習修了証明書」という。）を作成し、申込人に交付するものとし、修得していないと認める場合にあつてはその旨を申込人に通知するものとする。

2 署長は、前項の交付又は通知をしたときは、送付書に技能講習の結果及び技能講習受講申込書のそれぞれの写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

(技能講習修了証明書の書替え及び再交付)

第52条 第42条の規定は、法第5条の5第3項において準用する法第5条の3第3項の規定による技能講習修了証明書の書換え及び再交付について準用する。

第4節 指定射撃場

第1款 指定射撃場の指定及び解除等

(指定射撃場の指定)

第53条 署長は、法第9条の2第1項の規定による指定射撃場の指定（以下単に「指定射

撃場の指定」という。)について、射撃場府令第10条の指定射撃場の指定申請書(以下「指定射撃場指定申請書」という。)の提出を受けたときは、速やかに調査報告書(指定)(別記様式第15号)により必要な調査を行い、その結果に基づき射撃場府令に定める基準(次条において「指定基準」という。)への適合状況を確認し、その結果を記載した書面に当該申請書及びその添付書類、調査報告書(指定)その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に当該指定射撃場の指定の上申をするものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が指定射撃場の指定をする決定をした場合にあっては射撃場府令第11条の指定通知書(以下単に「指定通知書」という。)を作成し、当該指定射撃場指定申請書の提出を受けた署長を経由して当該指定を受けようとする者に交付し、当該指定をしない決定をした場合にあってはその旨を当該署長を経由して当該指定を受けようとする者に通知するものとする。

(変更の届出)

第54条 署長は、射撃場府令第13条の規定による指定射撃場指定申請書(添付書類を含む。)の記載事項の変更について、同条の記載事項変更届の提出を受けたときは、速やかに調査報告書(指定)により必要な調査を行い、その結果に基づき指定基準への適合状況を確認し、その結果を記載した書面に当該変更届及びその添付書類、調査報告書(指定)その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により送付を受けた書類に基づき必要な審査を行い、変更内容の指定基準への適合状況を確認するものとする。この場合において、指定通知書の記載内容に変更があるときは、必要に応じて新たな指定通知書を作成し、当該記載事項変更届の提出を受けた署長を経由して当該届出をした者に交付するものとする。

- 3 署長は、前項後段の規定により新たな指定通知書を交付するときは、その者が現に所有する指定通知書と引換えに行うものとする。この場合において、指定通知書の返納を受けたときは、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

(指定射撃場の指定の解除)

第55条 署長は、法第9条の2第2項の規定による指定射撃場の指定の解除(以下この条において「指定解除」という。)をする必要があると認めるときは、速やかに生活安全警察関係の行政処分の事務取扱いに関する訓令(昭和48年徳島県警察本部訓令第25号。以下「処分訓令」という。)第2条の行政処分上申書(以下単に「行政処分上申書」という。)にその事実を疎明する資料その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して公安

委員会に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が指定解除をする決定をしたときは、速やかに射撃場府令第14条の指定解除通知書を作成し、当該署長を経由して名宛人に交付するものとする。
- 3 署長は、前項の指定解除通知書を交付するときは、処分訓令第3条第2項の請書（以下単に「請書」という。）を徴するとともに、その者が現に所有する指定通知書の返納を求めるものとする。この場合において、請書を徴したとき及び指定通知書の返納を受けたときは、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

第2款 猟銃等射撃指導員の指定及び解除

（考査の実施及び合格基準）

- 第56条 細則第20条に規定する考査（以下この条及び次条において「認定考査」という。）は、生活安全部長が定める要領に基づき生活安全企画課長が行うものとする。
- 2 認定考査は、生活安全部長が定める択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は70パーセント以上の成績であることとする。

（猟銃等射撃指導員の指定）

- 第57条 署長は、法第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員の指定（以下「猟銃等射撃指導員の指定」という。）について、規則第43条の射撃指導員指定申請書（以下単に「射撃指導員指定申請書」という。）の提出を受けるときは、規則第42条第1項に規定する基準（以下この条において「指定基準」という。）に該当することを疎明する書類（以下この条において「疎明書類」という。）の提出を求めるものとする。
- 2 署長は、射撃指導員指定申請書及び疎明書類の提出を受けたときは、速やかに調査報告書（射撃）（別記様式第16号）により必要な調査を行い、その結果に基づき指定基準への適合状況を確認し、その結果を記載した書面に当該申請書及びその添付書類、疎明書類、調査報告書（射撃）その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、生活安全企画課長に送付するものとする。
 - 3 生活安全企画課長は、前項の規定により送付を受けた書類及び認定考査の結果により必要な審査を行い、指定基準に適合すると認める場合にあっては速やかに規則第44条の射撃指導員指定書（以下単に「射撃指導員指定書」という。）を作成し、当該署長を経由して当該指定を申請した者（以下この条において「申請人」という。）に交付するものとし、指定基準に適合しないと認める場合にあっては当該書類に意見を付した書面を添えて、本部長を経由して公安委員会に射撃指導員の不指定の上申をするものとする。

4 生活安全企画課長は、公安委員会が射撃指導員の指定をしない決定をしたときは、速やかに細則第21条の射撃指導員不指定通知書を作成し、当該署長を経由して申請人に交付するものとする。

(猟銃等射撃指導員の指定の解除)

第58条 署長は、法第9条の3第2項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除（以下この条において「指定解除」という。）をする必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書にその事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が指定解除をする決定をしたときは、速やかに規則第45条の射撃指導員指定解除通知書を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。

3 署長は、前項の射撃指導員指定解除通知書を交付するときは、請書を徴し、その者が所有する射撃指導員指定書の返納を求めるとともに、指定解除した旨をその者が主として指導する指定射撃場を管理する者に通知するものとする。この場合において、請書を徴したとき及び射撃指導員指定書の返納を受けたときは、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

(射撃指導員指定申請書の記載事項の変更の届出)

第59条 署長は、規則第46条第1項の規定による射撃指導員指定申請書の記載事項の変更について、同項の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書（以下この条において「記載事項変更届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該記載事項変更届出書を提出した者（以下この条において「申請人」という。）から当該記載事項変更届出書に記載する変更した理由を十分に聴取し、その事実及び書換えの必要性を確認するものとする。この場合においては、必要に応じて当該事実を確認できる書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。

2 署長は、前項の確認の結果、事実に相違ないと認めるときは、提出を受けた射撃指導員指定書の書き換える箇所に二重線を引き、当該箇所に10号印を押印の上、その上部余白に書き換える事項を、下部余白に書換え理由及び書換え年月日を記載して申請人に交付するものとする。

3 署長は、射撃指導員指定書の書換えをしたときは、記載事項変更届出書及びその添付書類その他の関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

(射撃指導員指定書の再交付)

第60条 署長は、規則第46条第2項に規定する再交付の申請を受けるときは、射撃指導員指定書再交付申請書（別記様式第17号。以下この条において「再交付申請書」という。）の提出を求めるものとする。

2 署長は、再交付申請書の提出を受けたときは、速やかに射撃指導員指定書の再交付を申請をした者（以下この条において「申請人」という。）から当該申請書に記載する申請の理由を十分に聴取し、その事実及び再交付の必要性を確認するものとする。この場合においては、必要に応じて当該事実を確認できる書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。

3 署長は、前項の確認の結果、事実と相違ないと認めるときは、意見を付した書面に再交付申請書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

4 許可事務指導室長は、前項の規定により送付を受けた書類により必要な審査を行い、適当と認めるときは、新たな射撃指導員指定書を作成の上、下部余白部分に再交付年月日を記載し、当該再交付申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。

5 署長は、亡失した射撃指導員指定書が回復した際には、速やかに当該指定書を返納するように指導するものとする。

第3款 クロスボウ射撃指導員の指定及び解除

第61条 第56条から前条までの規定は、法第9条の3の2第1項に規定するクロスボウ射撃指導員について準用する。この場合において、第56条第1項中「第20条」とあるのは「第21条の2」と、第57条第1項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3の2第1項」と、「猟銃等射撃指導員」とあるのは「クロスボウ射撃指導員」と、「規則第42条第1項」とあるのは「規則第42条の2第1項」と、同条第4項中「第21条」とあるのは「第21条の3」と、第58条第1項中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の2第2項」と、「猟銃等射撃指導員」とあるのは「クロスボウ射撃指導員」と読み替えるものとする。

第5節 教習射撃場

（教習射撃場の指定）

第62条 署長は、法第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定（以下単に「教習射撃場の指定」という。）について、規則第50条の教習射撃場指定申請書（以下単に「教習射撃場指定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに調査報告書（教習・練習）（別記様式第18号）により必要な調査を行い、その結果に基づき法第9条の4第1

項各号に掲げる事項（第65条において「指定基準」という。）への適合状況を確認し、その結果を記載した書面に当該申請書及びその添付書類、調査報告書（教習・練習）その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に当該教習射撃場の指定の上申をするものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が教習射撃場の指定をすることを決定したときは、規則第51条の教習射撃場指定書（以下単に「教習射撃場指定書」という。）を作成し、当該教習射撃場の指定をしないことを決定したときは、その旨を当該署長を経由して当該教習射撃場の指定の申請をした者に交付又は通知するものとする。

（教習射撃指導員の選任等の届出）

第63条 署長は、法第9条の4第2項の規定による教習射撃指導員（同条第1項第2号に規定する教習射撃指導員をいう。以下同じ。）の選任又は解任の届出について、規則第52条の教習射撃指導員選任等届出書（以下この条において「選任等届出書」という。）の提出を受けたときは、次の各号に掲げる届出の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる事項を確認し、当該選任等届出書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて生活安全企画課長に送付するものとする。この場合において、第1号に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 教習射撃指導員の選任の届出 選任等届出書に記載する教習射撃指導員の規則第49条に規定する基準への適合状況

- (2) 教習射撃指導員の解任の届出 選任等届出書に記載する解任の理由

（教習射撃指導員の解任命令）

第64条 署長は、法第9条の4第3項の規定による教習射撃指導員の解任の命令（以下この条において「解任命令」という。）をする必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書にその事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が解任命令をする決定をしたときは、速やかに規則第53条の教習射撃指導員解任命令書を作成し、当該署長を経由して名宛人に交付するものとする。この場合においては、署長は請書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

（変更の届出）

第65条 署長は、規則第54条の規定による教習射撃場指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項の変更について、同条の教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書の提出を受

けたときは、速やかに調査報告書（教習・練習）により必要な調査を行い、その結果に基づき指定基準への適合状況を確認し、その結果を記載した書面に当該変更届出書及びその添付書類、調査報告書（教習・練習）その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の規定により送付を受けた書類に基づき必要な審査を行い、変更内容の指定基準への適合状況を確認するものとする。この場合において、教習射撃場指定書の記載内容に変更があるときは、必要に応じて新たな教習射撃場指定書を作成し、当該署長を経由して当該届出をした者に交付するものとする。

3 署長は、前項後段の規定により新たな教習射撃場指定書を交付するときは、その者が現に所有する教習射撃場指定書と引換えに行うものとする。この場合において、教習射撃場指定書の返納を受けたときは、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

（教習資格の認定）

第66条 署長は、法第9条の5第2項の規定による射撃教習（同条第1項に規定する射撃教習をいう。以下同じ。）を受ける資格の認定（以下「教習資格の認定」という。）について、規則第9条第5号の教習資格認定申請書（以下単に「教習資格認定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに送付書に当該教習資格認定申請書及び添付書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、規則第11条第1項第3号の別表第2に規定する写真にあっては、原本1枚）を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 署長は、前項の教習資格認定申請書の提出を受けたときは、速やかに当該認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請人」という。）に対して、調査書により面接及び必要な調査を行い、これらの結果を速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

3 許可事務指導室長は、第1項の書類の送付を受けたときは、速やかに前項の調査結果と合わせて法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当するか否かについて審査票により審査し、その結果を記載した書面に教習資格認定申請書及び添付書類、調査書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて生活安全部長に教習資格の認定の上申をするものとする。

4 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、教習資格の認定をすることが適当であると認めるときはその旨を許可事務指導室長に通知するものとし、教習資格の認定をしないことが適当であると認めるときは当該書類に意見を付した書面を添えて、本部長を経由して公安委員会に教習資格の不認定の上申をするものとする。

とする。

5 許可事務指導室長は、前項の規定により教習資格を認定する旨の通知を受けたときは、速やかに規則第55条の教習資格認定証（以下単に「教習資格認定証」という。）を作成し、教習資格認定申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。

6 許可事務指導室長は、公安委員会が教習資格の認定をしない旨の決定をしたときは、速やかに細則第22条の教習資格不認定通知書を作成し、当該署長を経由して申請人に通知するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

7 第42条の規定は、法第9条の5第4項において準用する法第5条の3第3項の規定による教習資格認定証の書換え及び再交付について準用する。

（教習資格認定の取消し）

第67条 署長は、法第9条の5第3項前段の規定による教習資格の認定を取り消す必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書にその事実を疎明する資料その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が教習資格の認定を取り消す決定をしたときは、速やかに生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号）第3条の行政処分決定通知書（以下単に「行政処分決定通知書」という。）を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は請書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

（教習資格認定証の返納）

第68条 署長は、法第9条の5第3項後段の規定による教習資格認定証の返納について、規則第36条の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書及び教習資格認定証の提出を受けたときは、速やかに当該届出書の写しを許可事務指導室長に送付するとともに、当該教習資格認定証を裁断その他の方法により廃棄するものとする。

（射撃教習の監督）

第69条 署長等は、教習射撃場において法第9条の5第5項の規定による射撃教習が行われる場合にあつては、技能検定等規則の規定に従い、これが適正に実施されるよう指導監督しなければならない。この場合においては、必要に応じてその指定する職員に射撃教習に立ち合わせものとする。

（教習用備付け銃の届出及び打刻命令）

第70条 法第9条の6第2項の規定による教習用備付け銃（同項に規定する教習用備付け

銃をいう。以下同じ。)の届出について、規則第58条第1項の教習用備付け銃等届出書又は教習用備付け銃等変更届出書(以下「教習用備付け銃等届出書等」という。)2通の提出を受けるときは、当該届出に係る教習用備付け銃の提示を求めるものとする。

- 2 署長は、教習用備付け銃等届出書等2通の提出及び教習用備付け銃の提示を受けたときは、速やかに銃砲等又は刀剣類の確認報告書により必要な調査を行い、その結果に基づき令第34条に規定する基準(以下この条において「構造・機能基準」という。)への適合状況を確認するものとする。
- 3 署長は、前項の確認の結果、構造・機能基準に適合していると認めるときは、教習用備付け銃等届出書等2通のうち1通の下部余白に届出を受理した旨を記載し、10号印を押印の上、当該届出をした者に交付するとともに、送付書に他の1通の教習用備付け銃等届出書等、銃砲等又は刀剣類の確認報告書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。
- 4 第17条の規定は、法第9条の6第3項の規定による教習用備付け銃の打刻の命令について準用する。

(教習用備付け銃の管理者に対する改善等命令)

第71条 署長は、法第9条の7第3項の規定による命令(以下この条において「改善等命令」という。)をする必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書に当該事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、本部長が改善等命令をする決定をしたときは、速やかに細則第24条の教習用備付け銃保管状況改善等命令書(以下この条において「改善等命令書」という。)を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は請書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。
- 3 署長は、改善等命令書を交付したときは、その後における措置状況を確認し、生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

(教習射撃場の指定の解除等)

第72条 署長は、法第9条の8第1項若しくは第2項の規定による教習射撃場の指定の解除(以下この条において「指定解除」という。)又は同条第1項の規定による教習修了証明書(法第9条の5第5項に規定する教習修了証明書をいう。)の交付の禁止(以下「証明書交付禁止」という。)をする必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書にその事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が指定解除又は証明書交付禁止をする決定をしたときは、速やかに指定解除にあつては規則第61条の教習射撃場指定解除通知書を、証明書交付禁止にあつては規則第62条の教習修了証明書交付禁止通知書を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。

3 署長は、前項の教習射撃場指定解除通知書又は教習修了証明書交付禁止通知書を交付するときは、請書を徴するとともに、その者が現に所有する教習射撃場指定書の返納を求めものとする。この場合において、請書を徴したとき及び教習射撃場指定書の返納を受けたときは、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

(教習用備付け銃の仮領置等)

第73条 第29条第1項から第3項までの規定は、法第9条の8第3項の規定による猟銃の提出の命令及び仮領置について、第29条第4項及び第5項の規定は、法第9条の8第4項の規定による仮領置した猟銃の返還について、それぞれ準用する。

2 第30条の規定は、法第9条の8第5項において準用する法第8条第9項の規定による仮領置した猟銃の売却及び廃棄について準用する。

第6節 練習射撃場等

(練習射撃場の指定)

第74条 署長は、法第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定（以下単に「練習射撃場の指定」という。）について、規則第64条の練習射撃場指定申請書の提出を受けたときは、速やかに調査報告書（教習・練習）により必要な審査を行い、その結果に基づき法第9条の9第1項各号に掲げる事項への適合状況を確認し、その結果を記載した書面に当該申請書及びその添付書類、調査報告書（教習・練習）その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に当該指定の上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が練習射撃場の指定をすることを決定した場合にあつては速やかに規則第65条の練習射撃場指定書（以下単に「練習射撃場指定書」という。）を作成し、当該署長を経由して当該指定の申請をした者に交付するものとし、当該指定をしないことを決定した場合にあつてはその旨を当該署長を経由して当該指定の申請をした者に通知するものとする。

(危害を防止する上で有効であると認める措置の認定)

第75条 規則別表第1に規定するクロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置の認定に関する要領については、

生活安全部長が定める。

(練習射撃指導員の選任等の届出)

第76条 第63条の規定は、法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第2項の規定による練習射撃指導員（法第9条の9第1項第2号に規定する練習射撃指導員をいう。以下同じ。）の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、「規則第52条の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは「規則第66条の練習射撃指導員選任等届出書」と、「教習射撃指導員の」とあるのは「練習射撃指導員の」と、「規則第49条に規定する基準への適合状況」とあるのは「確認」と読み替えるものとする。

(練習射撃指導員の解任命令)

第77条 第64条の規定は、法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第3項の規定による練習射撃指導員の解任の命令について準用する。この場合において、第64条第2項中「規則第53条の教習射撃指導員解任命令書」とあるのは「規則第67条の練習射撃指導員解任命令書」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第78条 第65条の規定は、規則第68条において準用する規則第54条の規定による練習射撃場指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項の変更について準用する。この場合において、第65条第1項中「指定基準」とあるのは「法第9条の9第1項各号に掲げる事項（以下この条において「指定基準」という。）」と、第65条第2項及び第3項中「教習射撃場指定書」とあるのは「練習射撃場指定書」と読み替えるものとする。

(射撃練習の監督)

第79条 署長等は、練習射撃場において法第9条の10第1項の規定による射撃練習（同項に規定する射撃練習をいう。以下同じ。）が行われる場合にあっては、これが適正に実施されるよう指導監督しなければならない。この場合においては、必要に応じてその指定する職員に射撃練習に立ち合わせるものとする。

(練習資格の認定)

第80条 署長は、法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定（以下「練習資格の認定」という。）について、規則第9条第6号の練習資格認定申請書（以下単に「練習資格認定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに送付書に当該練習資格認定申請書及び添付書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、規則第11条第1項第3号の別表第2に規定する写真にあっては、原本1枚）を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の練習資格認定申請書の提出を受けたときは、速やかに当該認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請人」という。）に対して、調査書により面接及び必要な調査を行い、これらの結果を速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。
- 3 許可事務指導室長は、第1項の書類の送付を受けたときは、速やかに前項の調査結果と合わせて法第9条の10第2項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者に該当するか否かについて審査票により審査し、練習資格の認定をすることが適当であると認めるときは、規則第69条の練習資格認定証（以下単に「練習資格認定証」という。）を作成し、当該練習資格認定申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、練習資格の認定の申請がライフル銃であるとき又は同項の審査の結果が法第9条の10第2項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者に該当すると認めるときは、許可事務指導室長は、当該審査の結果を記載した書面に練習資格認定申請書及びその添付書類、調査書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、生活安全全部長に練習資格の認定等の上申をするものとする。

（生活安全全部長専決に係る練習資格の認定）

第81条 生活安全全部長は、前条第4項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、練習資格の認定をすることが適当であると認めるときはその旨を許可事務指導室長に通知するものとし、練習資格の認定をしないことが適当であると認めるときは当該書類に意見を付した書面を添えて、本部長を経由して公安委員会に練習資格の不認定の上申をするものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により練習資格の認定をする旨の通知を受けたときは、速やかに練習資格認定証を作成し、練習資格認定申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。
- 3 許可事務指導室長は、公安委員会が練習資格の認定をしない決定をしたときは、速やかに細則第25条の練習資格不認定通知書を作成し、当該署長を経由して申請人に通知するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

（クロスボウ射撃資格の認定）

第82条 前2条の規定は、法第9条の16第1項に規定するクロスボウ射撃資格の認定について準用する。この場合において、第80条第1項中「第6号の練習資格認定申請書（以下単に「練習資格認定申請書」という。）」とあるのは「第7号のクロスボウ射撃資格認

定申請書（以下単に「クロスボウ射撃資格認定申請書」という。）」と、同条第3項中「第9条の10第2項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者」とあるのは「第5条（第2項から第4項までを除く。）の許可の基準に適合しないため法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者」と、「練習資格の認定」とあるのは「射撃資格の認定」と、「第69条の練習資格認定証（以下単に「練習資格認定証」という。））」とあるのは「第82条の2のクロスボウ射撃資格認定証（以下単に「クロスボウ射撃資格認定証」という。））」と、「練習資格認定申請書」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定申請書」と、同条第4項中「練習資格の認定の申請がライフル銃であるとき又は第3項」とあるのは「第3項」と、「第9条の10第2項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者」とあるのは「第5条（第2項から第4項までを除く。）の許可の基準に適合しないため法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者」と、「練習資格認定申請書」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定申請書」と、前条第1項中「前条第3項」とあるのは「第82条において準用する第80条第3項」と、「練習資格」とあるのは「射撃資格」と、同条第2項中「練習資格の認定」とあるのは「射撃資格の認定」と、「練習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と、「練習資格認定申請書」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定申請書」と、同条第3項中「練習資格の認定」とあるのは「射撃資格の認定」と、「細則第25条の練習資格不認定通知書」とあるのは「細則第30条のクロスボウ射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。

（練習資格認定証の書換え及び再交付）

第83条 第42条の規定は、法第9条の10第3項において準用する法第5条の3第3項の規定による練習資格認定証の書換え及び再交付について準用する。

（クロスボウ射撃資格認定証の書換え及び再交付）

第84条 第42条の規定は、法第9条の16第2項において準用する法第5条の3第3項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の書換え及び再交付について準用する。

（練習資格の認定の取消し及び練習資格認定証の返納）

第85条 第67条の規定は、法第9条の10第3項において準用する法第9条の5第3項前段の規定による練習資格の認定の取消しについて準用する。

2 第68条の規定は、法第9条の10第3項において準用する法第9条の5第3項後段の規定による練習資格認定証の返納について準用する。

（クロスボウ射撃資格の認定の取消し及びクロスボウ射撃資格認定証の返納）

第86条 第67条の規定は、法第9条の16第2項において準用する法第9条の5第3項前段の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の取消しについて準用する。

2 第68条の規定は、法第9条の16第2項において準用する法第9条の5第3項後段の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の返納について準用する。

(練習用備え付け銃の届出及び打刻命令)

第87条 第70条第1項から第3項までの規定は、法第9条の11第2項において準用する法第9条の6第2項の規定による練習用備付け銃（法第9条の11第2項に規定する「練習用備付け銃」をいう。以下同じ。）の届出について準用する。この場合において、第70条第1項中「規則第58条第1項」とあるのは「規則第72条において準用する規則第58条第1項」と読み替えるものとする。

2 第17条の規定は、法第9条の11第2項において準用する法第9条の6第3項の規定による練習用備付け銃の打刻命令について準用する。

(練習用備付け銃の管理者に対する改善等命令)

第88条 第71条の規定は、法第9条の11第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令について準用する。この場合において、第71条第2項中「細則第24条の教習用備付け銃保管状況改善等命令書」とあるのは「細則第26条の練習用備付け銃保管状況改善等命令書」と読み替えるものとする。

(練習射撃場の指定の解除)

第89条 第55条の規定は、法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定の解除（以下この条において「指定解除」という。）について準用する。この場合において、第55条第2項中「射撃場府令第14条の指定解除通知書」とあるのは「規則第74条の練習射撃場指定解除通知書」と、第55条第3項中「指定解除通知書」とあるのは「練習射撃場指定解除通知書」と、「指定通知書」とあるのは「練習射撃場指定書」と読み替えるものとする。

(練習用備付け銃の仮領置等)

第90条 第29条第1項から第3項までの規定は、法第9条の12第2項の規定による猟銃又は空気銃の提出の命令及び仮領置について、第29条第4項及び第5項の規定は、法第9条の12第3項の規定による仮領置した猟銃又は空気銃の返還について、それぞれ準用する。

2 第30条の規定は、法第9条の12第4項において準用する法第8条第9項の規定による仮領置した猟銃又は空気銃の売却及び廃棄について準用する。

第7節 年少射撃資格

第1款 年少射撃資格の認定

(年少射撃資格の認定)

第91条 署長は、法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定（以下単に「年少射撃資格の認定」という。）について、規則第75条の年少射撃資格認定申請書（以下単に「年少射撃資格認定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに送付書に当該年少射撃資格認定申請書及び添付書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、規則第76条第1項第1号に規定する写真にあっては、原本（年少射撃資格認定申請書ごとに1枚））を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 署長は、前項の年少射撃資格認定申請書の提出を受けたときは、速やかに当該認定を受けようとする者（以下この条において「申請人」という。）に対して、調査書により面接及び必要な調査を行い、これらの結果を許可事務指導室長に送付するものとする。

3 許可事務指導室長は、第1項の書類の送付を受けたときは、速やかに前項の調査結果と合わせて、法第9条の13第1項後段への適合状況について審査票により審査し、年少射撃資格の認定をすることが適当と認めるときは、速やかに規則第77条の年少射撃資格認定証（以下単に「年少射撃資格認定証」という。）を作成し、年少射撃資格認定申請書の提出を受けた署長を経由して申請人に交付するものとする。

4 許可事務指導室長は、前項の審査の結果、年少射撃資格の認定をしないことが適当と認めるときは、その旨を記載した書面に年少射撃資格認定申請書及びその添付書、調査書その他の関係書類のそれぞれの写しを添えて、本部長を経由して公安委員会に年少射撃資格の不認定の上申をするものとする。

5 許可事務指導室長は、公安委員会が年少射撃資格の認定をしない決定をしたときは、速やかに細則第27条の年少射撃資格不認定通知書を作成し、当該署長を経由して申請人に通知するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

(許可証の亡失等又は記載事項の変更の届出)

第92条 第21条第1項の規定は、法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の亡失、盗難若しくは滅失又は記載事項の変更の届出について準用する。

(年少射撃資格認定証の書換え及び再交付)

第93条 第22条の規定は、法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に

よる年少射撃資格認定証の書換えについて準用する。この場合において、第22条第1項中「規則第32条第1項の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「規則第78条の年少射撃資格認定証書換申請書」と読み替えるものとする。

- 2 第23条の規定は、法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付について準用する。この場合において、第23条第1項中「規則第33条の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書」とあるのは「規則第79条の年少射撃資格認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格認定証の返納)

第94条 第27条第1項の規定は、法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定による年少射撃資格認定証の返納について準用する。この場合において、「返納の理由及び当該許可証に係る銃砲等又は刀剣類の処分状況」とあるのは「返納の理由」に読み替えるものとする。

第2款 年少射撃資格講習会

(受講の申込み等)

第95条 署長は、法第9条の14第1項の規定による講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）について、規則第80条の年少射撃資格講習受講申込書の提出を受けたときは、速やかに当該講習会の講習を受けようとする者から、学生証、運転免許証その他住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることが確認できる書類の提示を求め、その者が当該講習を受ける本人であることの確認をするものとする。

(講習会の開催及び考査の合格基準等)

第96条 年少射撃資格講習会は、生活安全部長が定める要領に基づき、署長が行うものとする。

- 2 令第37条に規定する考査は、考査時間60分及び出題数50問とし、生活安全部長が定める正誤式の筆記試験により行い、その合格基準は70パーセント以上の成績であることとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の交付)

第97条 署長は、前条第2項の筆記試験に合格した者を令第37条に規定する年少射撃資格講習会の講習に係る事項を修得したと認められる者として、規則第81条の年少射撃資格講習修了証明書（以下単に「年少射撃資格講習修了証明書」という。）を作成し、交付するものとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付)

第98条 第42条の規定は、法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第3項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付について準用する。

第8節 銃砲等の保管等

(猟銃の射撃の練習に係る報告要求)

第99条 署長は、その管内に住所地を有する法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者について、法第10条の2第1項の規定による射撃の練習の実施状況を確認するため、法第13条の規定に基づく検査の際、当該猟銃の所持者からその実施状況の報告を求めるものとする。

(拳銃の保管の委託)

第100条 署長は、法第10条の5第2項の規定による拳銃の保管について、同条第1項第2号に掲げる者から保管の委託を受けたときは、速やかに当該署の拳銃格納庫に保管するとともに、その出入りの状況を拳銃等受託保管簿（別記様式第19号）により、明らかにしておかなければならない。

(猟銃等の保管場所への立入検査)

第101条 法第10条の6第2項の規定による立入検査（以下この条において単に「立入検査」という。）は、生活安全企画課長又は立入検査の対象となる猟銃等の保管場所の所在地を管轄する署長が指定した職員に行わせるものとする。

2 前項の指定は、原則として2名以上行うものとし、生活安全企画課長にあつては警部補以上の階級にある警察官（同相当職以上の一般職員を含む。）を、署長にあつては1名は生活安全課において銃砲等の許可等事務に精通した巡查部長以上の階級にある警察官を、他の者は当該事務に精通した職員を指定するものとする。

3 法第10条の6第4項に規定する身分を示す証明書は、警察官にあつては警察手帳とし、一般職員にあつては徳島県警察職員の証（徳島県警察職員の証に関する訓令（平成14年徳島県警察本部訓令第36号）第2条に規定する徳島県警察職員の証をいう。）とする。

4 第1項の指定を受けた職員は、立入検査において猟銃等を確認する必要があるときは、あらかじめ関係者に安全装置の措置、脱包の確認、薬室の解放等を確実に指導し、暴発事故の防止に努めるとともに、当該猟銃等を取り扱うときは、不用意に傷を付けることがないよう慎重を期すものとする。

5 署長及び生活安全企画課長は、立入検査を行わせたときは、速やかに立入検査結果等報告書（別記様式第20号）により、その結果を報告させるものとする。

(銃砲を保管する者に対する改善等命令)

第102条 第71条の規定は、法第10条の6第6項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令について準用する。この場合において、第71条第2項中「細則第24条の教習用備付け銃保管状況改善等命令書」とあるのは「細則第33条の銃砲保管状況改善等命令書」と読み替えるものとする。

第9節 保管業者の届出等

(保管業の届出)

第103条 署長は、法第10条の8第1項の規定による猟銃等保管業者の届出又は法第10条の8の2第1項の規定によるクロスボウ保管業者の届出について、規則第90条第1項の保管業届出書（以下単に「保管業届出書」という。）2通の提出を受けたときは、速やかに保管業届出書に記載する届出事項の確認を行い、保管業届出書2通のうち1通の下部余白に届出を受理した旨を記載し、10号印を押印の上、当該届出をした者に交付するとともに、他の1通の保管業届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

(変更に係る届出)

第104条 前条の規定は、規則第90条第2項の規定による保管業届出書の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、前条中「規則第90条第1項」とあるのは「規則第90条第2項」と読み替えるものとする。

(保管業者に対する改善等命令)

第105条 第71条の規定は、法第10条の8第2項又は法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令について準用する。この場合において、第71条第2項中「細則第24条の教習用備付け銃保管状況改善等命令書」とあるのは「細則第34条の銃砲等保管業務改善等命令書」と読み替えるものとする。

(保管業者に対する廃止等命令)

第106条 署長は、法第10条の8第3項又は法第10条の8の2第3項の規定による業務の廃止又は停止の命令（以下「廃止等命令」という。）をする必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書に当該事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が廃止等命令をする決定をしたときは、速やかに規則第93条の保管業務廃止等命令書（以下単に「保管業務廃止等命令書」という。）を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は請書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

- 3 署長は、保管業務廃止等命令書を交付した場合において、廃止等命令を受けた保管業者が現に委託を受けて猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを保管しているときは、当該保管を委託した者にこれらを返却させる等の措置を講じさせ、当該猟銃等保管業者に委託を受けて保管する猟銃若しくは空気銃又はクロスボウが存在しないようにするものとする。
- 4 第71条第3項の規定は、保管業務廃止等命令書を交付した後の措置状況の確認について準用する。

(廃止の届出)

第107条 署長は、法第10条の8第4項又は法第10条の8の2第4項の規定による保管業の廃止の届出について、規則第90条第4項の保管業廃止届出書の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する廃止の理由及びその事実を確認し、当該届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

第10節 指示及び許可等の取消し等

(指示)

第108条 署長は、法第10条の9第1項又は第2項の規定による指示（以下「指示処分」という。）をする必要があると認めるときは、その必要性を記載した書面にその事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、生活安全部長が指示処分をする決定をしたときは、速やかに指示書（別記様式第21号）を作成し、当該署長を経由して名宛人に交付するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

- 3 第71条第3項の規定は、指示書を交付した後の措置状況の確認について準用する。

(許可等の取消し)

第109条 署長は、法第11条第1項から第7項までの規定による銃砲等又は刀剣類の所持許可（国際競技に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可を含む。）の取消し又は法第11条の3第1項若しくは第2項の規定による年少射撃資格の認定の取消し（以下「取消処分」という。）をする必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書にその事実を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が取消処分をする決定をしたときは、速やかに行政処分決定通知書を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は請書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

3 第71条第3項の規定は、行政処分決定通知書を交付した後の措置状況の確認について準用する。

(許可の取消しに係る銃砲等刀剣類の仮領置等)

第110条 第29条第1項から第3項までの規定は、法第11条第8項及び第9項又は法第11条の2第1項から第3項までの規定による銃砲等刀剣類の提出の命令及び仮領置について、第29条第4項及び第5項の規定は、法第11条第10項及び第11項又は法第11条の2第4項及び第5項の規定による仮領置した銃砲等刀剣類の返還について、それぞれ準用する。

2 第30条の規定は、法第11条第12項及び第11条の2第6項において準用する法第8条第9項の規定による仮領置した銃砲等刀剣類の売却及び廃棄について準用する。

(他の都道府県公安委員会への行政処分事由の通知)

第111条 署長は、他の都道府県公安委員会の管轄区域に居住する者に指示処分又は取消処分をする必要があると認める事実を把握したときは、速やかにその旨を記載した書面に当該事実を疎明する資料を添えて生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに関係する警視庁又は道府県警察本部の銃砲等の許可等事務を主管する所属長に通知するものとする。

第112条 削除

第11節 管理・監督等

第1款 報告徴収及び受診命令

(報告徴収)

第113条 署長は、法第12条の3の規定による報告の要求をするときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

2 署長は、細則第35条の報告徴収書を交付するときは、受領書を徴するものとする。

(受診命令)

第114条 署長は、法第12条の3の規定による医師の診断を受けるべきことの命令(以下「受診命令」という。)をする必要があると認めるときは、その理由を記載した書面に当該事実を疎明する資料を添えて生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、本部長が受診命令をする決定をしたときは、速やかに細則第35条の受診等命令書を作成し、当該署長を経由して名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

第2款 検査及び調査を行う間における銃砲等の保管等

(検査)

第115条 法第13条の規定による検査は、一斉検査及び随時検査（以下「一斉検査等」という。）により行う。

- 2 一斉検査は、生活安全部長が定める計画に基づき、当該検査に係る銃砲等又は刀剣類を所持する者の住所地を管轄する署長（以下この条において「管轄署長」という。）が年1回以上行うものとし、随時検査は、管轄署長が必要と認めた場合に行うものとする。
- 3 一斉検査等は、管轄署長が第101条第2項の規定に準じて指定した職員に行わせるものとする。
- 4 前項の指定を受けた職員は、一斉検査等が終了したときは、法第13条の規定により提示を受けた許可証の検査欄に検査年月日を記載し、当該職員の印を押印の上返却するものとする。
- 5 管轄署長は、一斉検査等を行わせたときは、速やかにその結果を書面により報告させるものとする。

(公務所等への照会)

第116条 法第13条の2の規定による照会に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

(調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管)

第117条 署長は、法第13条の3第1項又は第3項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出の命令を行うときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

- 2 署長は、法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲等又は刀剣類の保管をするときは、これらの損傷等の状態を確認し、損傷等がある場合には、規則第96条の保管書（以下単に「保管書」という。）の保管物件の種類及び特徴欄に当該損傷等の状態を記載するものとする。
- 3 署長は、保管書を交付したときは、当該保管書の保管書控を整理保管するとともに、その経緯を記載した書面に当該保管書控の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。
- 4 署長は、法第13条の3第2項又は第4項の規定による保管した銃砲等又は刀剣類の返還について、規則第97条の規定により保管書及び規則受領書の提出を受けたときは、速やかにその経緯を記載した書面に当該受領書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第118条 署長は、法第13条の4の規定による都道府県公安委員会の間の連絡について、令

第41条各項に規定する他の都道府県公安委員会に通知する事項に該当すると認めるときは、次の各号に掲げる通知の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める様式により生活安全企画課長に通知するものとする。ただし、システムの銃砲管理業務に当該通知に係る事項を登録した場合は、この限りでない。

- (1) 令第41条第1項の規定による通知 銃砲等又は刀剣類確認通知書(別記様式第22号)
- (2) 令第41条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換通知書(別記様式第23号)
- (3) 令第41条第3項の規定による通知 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換・再交付申請通知書(別記様式第24号)
- (4) 令第41条第4項又は第5項の規定による通知 銃砲等又は刀剣類所持許可証返納通知書(別記様式第25号)

2 生活安全企画課長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに銃砲等又は刀剣類所持許可証書換等通知書(別記様式第26号)により、関係する警視庁又は道府県警察本部の銃砲等の許可等事務を主管する所属長に通知するものとする。

第3章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

(古式銃砲及び刀剣類の登録若しくは譲受又は刀剣類の制作承認の通知)

第119条 許可事務指導室長は、法第14条第4項、法第16条第2項、法第17条第3項又は法第18条の2第3項の規定により都道府県教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところにより当該都道府県の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては担当知事部局。以下同じ。)から通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る銃砲若しくは刀剣類の所有者、登録証(法第15条第1項に規定する登録証をいう。)を返納した者又は刀剣類の制作の承認を受けた者の住所地を管轄する署長にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による署長への通知のうち、法第14条第4項の規定に係るものにあつては銃砲刀剣類登録通知書(別記様式第27号)、法第16条第2項及び法第17条第3項の規定に係るものにあつては銃砲刀剣類登録変更等通知書(別記様式第28号)により行うものとする。

(準空気銃、模造拳銃及び模擬銃器の製造又は輸出をする者の届出)

第120条 署長は、次の各号に掲げる届出について、それぞれ当該各号に掲げる届出書2通の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する届出事項の確認を行い、当該届出

書2通のうち1通の下部余白に届出を受理した旨を記載し、10号印を押印の上、当該届出をした者に交付するとともに、他の1通の当該届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- (1) 法第21条の3第1項第4号の規定による準空気銃の製造又は輸出を業とする者の届出 規則第100条第1項の準空気銃製造等届出書
 - (2) 法第22条の2第1項ただし書の規定による模造拳銃の製造又は輸出を業とする者の届出 規則第102条第2項の模造拳銃製造等届出書
 - (3) 法第22条の3第2項において準用する法第22条の2第1項ただし書の規定による模擬銃器の製造又は輸出を業とする者の届出 規則第103条第2項の模擬銃器製造等届出書
- 2 署長は、前項の確認をする場合において、必要と認めるときは、当該確認に要する書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、規則第100条第2項及び規則第102条第3項（規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、第1項各号中「の届出」とあるのは「の届出に係る事項の変更の届出」と読み替えるものとする。
- 4 署長は、次の各号に掲げる規定による事業を廃止した旨の届出について、それぞれ当該各号に掲げる届出書の提出を受けたときは、速やかに当該届出書に記載する廃止の理由及びその事実を確認し、当該届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。
- (1) 規則第100条第4項 細則第37条の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書
 - (2) 規則第102条第5項 細則第38条の模造拳銃製造・輸出事業廃止届出書
 - (3) 規則第103条第2項において準用する規則第102条第5項 細則第39条の模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書
- 5 第2項の規定は、前項の確認に係る書類の提出及び調査について準用する。

第4章 雑則

第1節 発見及び拾得の届出並びに事故届等

(発見及び拾得の届出)

第121条 署長は、法第23条の規定による銃砲等又は刀剣類の発見又は拾得の届出を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 発見した旨の届出 細則第40条の古式銃砲・刀剣類発見届を提出させ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 法第14条第1項の規定による登録（以下この条において「古式銃砲・刀剣類登録」という。）が可能と認められる銃砲又は刀剣類を発見した場合であって、これを発見した者がその所持を希望するときは、当該銃砲又は刀剣類を発見した状況を確認し、その結果を銃砲刀剣類登録希望（銃砲・刀剣）確認報告書（別記様式第29号）により生活安全企画課長に報告すること。

イ 提出された古式銃砲・刀剣類発見届（古式銃砲・刀剣類発見届出済証、古式銃砲・刀剣類登録通知書及び古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書を含む。）の取扱いに関する事項は、別に定める。

ウ 銃砲等又は刀剣類の所持許可又は古式銃砲・刀剣類登録ができない銃砲等又は刀剣類を発見したときは、これを発見した者にその所有権を放棄させ、廃棄依頼書の提出を求めた上で、当該銃砲等又は刀剣類を受領すること。古式銃砲・刀剣類登録の申請をしたものの、その登録がなされなかった場合にあっても同様とする。

(2) 拾得した旨の届出 遺失物法（平成18年法律第73号）の定めるところにより措置すること。ただし、拾得した物が漂流物又は沈没品である場合は、水難救護法（明治32年法律第95号）の適用を受けることになるので、同法の定めるところにより措置させるとともに、拾得した旨を署長に届けさせること。

2 署長は、前項の届出を受けた結果、その内容が特異又は重要と認められるときは、その状況を速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

3 生活安全企画課長は、第1項第1号アの規定により報告を受けた場合は、都道府県教育委員会に通知をするものとする。この場合において、当該教育委員会から銃砲刀剣類登録をしなかった旨の通知を受けたときは、速やかに銃砲刀剣類登録審査不合格通知書（別記様式第30号）を当該署長に通知するものとする。

4 署長は、第1項第1号ウの規定により受領した銃砲等又は刀剣類は、廃棄銃砲等又は刀剣類送付書とともに生活安全企画課長に送付するものとする。この場合においては、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

（事故届）

第122条 警察官は、法第23条の2の規定により銃砲等又は刀剣類を亡失し、又は盗み取られた旨の届出を受けたときは、直ちに当該届出をした者の住所地を管轄する署長に次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 亡失又は盗難の日時及び場所

(2) 届出をした者の住所、氏名及び年齢

(3) 銃砲等又は刀剣類の種類、特徴及び数量

(4) 亡失又は盗難の状況

(5) 措置状況

2 前項の報告を受けた署長は、直ちにその事実関係を調査の上、その結果を生活安全企画課長を経由して本部長に報告するとともに、必要な手配をしなければならない。

3 署長は、前項の報告の後、当該銃砲等又は刀剣類が発見されたときは、同項の規定に準じて報告するものとする。

(身分を示す証明書)

第123条 法第24条第3項（法第24条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、警察手帳とする。

第2節 銃砲刀剣類等の一時保管等

(銃砲刀剣類等の一時保管)

第124条 警察官は、法第24条の2第5項の規定により一時保管した銃砲刀剣類等（法第5条の2第2項第3号に規定する銃砲刀剣類等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を引き継ぐ際に、規則第105条第2項の一時保管銃砲刀剣類等引継書を作成するときは、当該引継書の備考欄に一時保管をした状況を記載するものとする。

2 署長は、法第24条の2第6項ただし書の規定により本人の親族又はこれに代わるべき者に銃砲刀剣類等を返還するときは、その者が適法に当該銃砲刀剣類等を所持できるものであることを確認するものとする。

3 署長は、法第24条の2第7項の規定により一時保管に係る銃砲刀剣類等を返還しないものとして、細則第41条の不返還通知書を通知するときは、受領書を徴するものとする。

(一時保管に係る銃砲刀剣類等の売却及び廃棄)

第125条 第30条の規定は、法第24条の2第8項において準用する法第8条第9項の規定により一時保管した銃砲刀剣類等の売却及び廃棄について準用する。この場合において、第30条第3項中「規則第41条」とあるのは「規則第108条において準用する規則第41条」と、「仮領置書」とあるのは「銃砲刀剣類等一時保管書（規則第105条第1項に規定する銃砲刀剣類等一時保管書をいう。）」と読み替えるものとする。

(提出者の所在が判明しない場合の公告)

第126条 署長は、法第24条の2第9項の規定による公告をするときは、その旨を生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

2 前項の公告は、一時保管に係る銃砲刀剣類等返還公告（別記様式第31号）により行う

ものとする。

第3節 本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置等

第127条 署長は、法第25条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出の命令及び仮領置をするときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

2 署長は、法第25条第2項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を引き継ぐとして、規則第110条の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書を交付したときは、当該引継書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

3 署長は、法第25条第2項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を引き継ぐ場合において、当該引継ぎをする署長が管轄する出入国港の所在地又は積出地が他の都道府県警察の管轄区域にあるときは、生活安全企画課長を経由して行うものとする。

4 署長は、規則第111条の規定による通報をする場合において、当該通報に係る者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域にあるときは、生活安全企画課長を経由して行うものとする。

5 署長は、次の各号に掲げる規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還したときは、それぞれ当該各号に掲げる書類の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

(1) 法第25条第3項 規則受領書（返還が同項第2号に係るものであるときは、規則受領書、規則第111条の申出受理簿の写し及び同条の引渡書）

(2) 法第25条第4項 規則受領書及び規則第39条第2項の銃砲等又は刀剣類返還申請書

6 署長は、法第25条第5項の規定による承認について、規則第112条の期間延長承認申請書の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、事実と相違ないと認めるときは、当該承認を受けようとする者が所持する仮領置書の下部余白に期間延長を承認する旨を記載し、署長印を押印するものとする。この場合においては、当該申請書の写し（当該写しに当該承認をした旨を記載したもの）を生活安全企画課長に送付するものとする。

第4節 災害等における授受、運搬及び携帯の禁止又は制限等

（災害等における授受、運搬及び携帯の禁止又は制限）

第128条 署長は、法第26条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限に係る告示をする必要があると認めるときは、直ちに次に掲げる事項を生活安全企画課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(1) 事案の概要

(2) 禁止又は制限を必要とする地域及び期間並びにこれらの理由

(3) 銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる必要性の有無

2 前項の告示は、細則第42条の規定により徳島県報に登載するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(災害等における銃砲等又は刀剣類の仮領置及び返還)

第129条 第29条第1項から第3項までの規定は、法第26条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出の命令及び仮領置について準用する。

2 署長は、法第26条第5項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還したときは、規則第40条の規定により受領した規則受領書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

第5節 提出命令、報告徴収及び公安委員会に対する申出等

(銃砲又は刀剣類の提出命令及び売却等)

第130条 署長は、法第27条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

2 第30条の規定は、法第27条第3項において準用する法第8条第9項の規定により提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄について準用する。この場合において、第30条第3項中「規則第41条」とあるのは「規則第114条において準用する規則第41条」と、「仮領置書」とあるのは「提出命令書（規則第113条に規定する提出命令書をいう。）」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第131条 法第27条の2第1項の規定による報告の要求（以下この条において「報告要求」という。）は、報告を求める事項を具体的に記載した書面により行うものとする。

2 署長は、報告要求をするときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議するものとする。

3 第101条の規定は、法第27条の2第2項の規定による立入検査及び同条第3項において準用する法第10条の6第4項の規定による身分を示す証明書について準用する。

(警察官等による拳銃等の譲受け等)

第132条 法第27条の3の規定による警察官等による拳銃等の譲受け等に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

(都道府県公安委員会に対する申出)

第133条 法第29条第1項の規定による申出に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

第6節 保管物件の管理

第134条 署長は、次に掲げる事項に該当することにより当該署において保管することとなった銃砲等刀剣類については、法第10条の4第2項及び第3項の規定に準じて適正に保

管しなければならない。

- (1) 法第8条第7項、法第8条の2第2項、法第9条の8第3項、法第9条の12第2項、法第11条第8項若しくは第9項、法第11条の2第1項から第3項まで、法第25条第1項又は法第26条第2項の規定による仮領置
 - (2) 法第13条の3第1項及び第3項の規定による保管
 - (3) 法第23条の規定による発見及び拾得の届出
 - (4) 法第24条の2第5項の規定による一時保管
 - (5) 法第27条第1項の規定による提出の命令
 - (6) 第27条第5項（第28条第3項において準用する場合を含む。）及び第121条第1項第1号ウの規定による廃棄の依頼
- 2 前項の保管に当たっては、保管する銃砲等刀剣類に表示札を付すとともに、銃砲等刀剣類保管管理簿（別記様式第32号）により、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合における生活安全企画課長が行う銃砲等刀剣類の保管について準用する。
- (1) 法第8条第9項（法第8条の2第4項、法第9条の8第5項、法第9条の12第4項、法第11条第12項及び法第11条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による売却又は廃棄をする場合
 - (2) 第27条第5項（第28条第3項において準用する場合を含む。）及び第121条第1項第1号ウの規定により依頼を受けて廃棄する場合

第7節 台帳の整理等

（許可証番号簿等）

第135条 許可事務指導室長は、許可証の交付に係る許可証番号簿（別記様式第33号）及び許可番号簿（別記様式第34号）並びに次に掲げる認定証の交付に係る認定証番号簿（別記様式第35号）を備え付け、これらの交付状況を管理するものとする。

- (1) 教習資格認定証
- (2) 練習資格認定証
- (3) 年少射撃資格認定証
- (4) クロスボウ射撃資格認定証

（台帳の整理）

第136条 規則第117条の規定により整理する台帳（以下「管理台帳」という。）は、次の

表のとおりとし、別に定めがあるものを除き、申請書又は届出書その他の関係書類をもって、管理台帳とするものとする。

根拠条項	名称	
法第3条第1項第11号から第15号まで	銃砲刀剣類等事業者・使用人台帳	
法第3条第3項及び第3条の2第2項		
法第3条第2項	産業銃管理台帳	
法第5条の3第2項	猟銃等講習修了証明書交付台帳	
法第5条の3の2第2項	クロスボウ講習修了証明書交付台帳	
法第5条の4第2項	技能検定合格証明書交付台帳	
法第5条の5第2項	技能講習修了証明書交付台帳	
法第7条第1項	法第4条第1項第1号、第5号の2及び第5号の3	猟銃等管理台帳
	法第4条第1項第2号、第2号の2及び第8号から第10号まで	産業銃管理台帳
	法第4条第1項第4号及び第5号の2	拳銃等管理台帳
	法第4条第1項第6号から第10号まで	刀剣類管理台帳
	法第6条第1項	国際競技に参加する外国人に係る銃砲刀剣類台帳
法第7条の3第2項	猟銃等管理台帳	
法第9条の2第1項	指定射撃場台帳	
法第9条の3第1項及び法第9条の3	射撃指導員台帳	

の2第1項	
法第9条の4第1項	教習射撃場指定台帳
法第9条の5第2項	教習資格認定証交付台帳
法第9条の9第1項	練習射撃場指定台帳
法第9条の10第2項	練習資格認定証交付台帳
法第9条の13第2項	年少射撃資格認定証交付台帳
法第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書交付台帳
法第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格認定証交付台帳
法第10条の8第1項	猟銃等保管業者台帳
法第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業者台帳
法第21条の3第1項第4号	準空気銃製造等台帳
法第22条の2第1項	模造拳銃製造等台帳
法第22条の3第2項	模擬銃器販売等台帳

2 管理台帳は、署長等が作成し、当該所属（署にあっては生活安全課）において管理するものとする。ただし、所管事項がない管理台帳にあっては、その作成を要しない。

3 署長等は、管理台帳の記載事項に異動があるときは、その都度、整理しなければならない。

第137条 署長等は、管理台帳のほか銃砲刀剣類登録台帳（別記様式第36号）及び次に掲げる台帳を作成し、当該所属（署にあっては生活安全課）において管理するものとする。ただし、所管事項がない台帳にあっては、その作成を要しない。

- (1) 指定射撃場指定台帳
- (2) 射撃指導員指定台帳
- (3) 教習射撃指導員届出台帳
- (4) 教習用備付け銃台帳
- (5) 練習射撃指導員届出台帳

(6) 練習用備付け銃台帳

- 2 前項各号に掲げる台帳は、申請書又は届出書その他の関係書類から構成するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の台帳の整理について準用する。
- 4 署長等は、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第28条第1項の規定による経済産業大臣又は知事からの通報を受けたときは、速やかに前条第1項に規定する銃砲刀剣類等事業者・使用人台帳を同条の規定に準じて作成し、及び管理するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する訓令の様式に相当する改正前の銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年8月20日本部訓令第28号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年8月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 [次のよう] 略
- 3 [次のよう] 略

附 則（令和7年2月25日本部訓令第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令の第2条による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定に基づいて作成されている書面は、この訓令の第2条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する訓令の規定に基づいて作成された書面とみなす。
- 3 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

※別記様式省略